

居宅介護支援事業所 管理者 様

船橋市 介護保険課長

福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を位置づける際の注意事項について

福祉用具貸与及び特定福祉用具販売（以下、貸与及び販売）の事業所における実地指導等において下記1のような不適切な運営をしている事業所が複数確認されています。

これらは、貸与及び販売の事業所が基準を遵守していない事例であり、貸与及び販売の保険給付が認められない場合があります。

また、居宅介護支援に関する基準（下記2）においても、貸与及び販売を位置づける場合には、当該福祉用具が必要な理由を居宅サービス計画に記載する必要があることや、居宅サービス計画をサービス事業所へ交付することが義務付けられており、貸与及び販売事業所が基準を遵守するためには、居宅介護支援事業所との適切な連携や協力が必要となります。

つきましては、貴事業所におかれましても、再度、居宅サービス計画への位置づけ（必要性の検討や必要な理由の記載等）や居宅サービス計画の事業所への交付等について基準を遵守しているか確認し、貸与及び販売事業所とより密接に連携をとったうえで今後も適正な運営に努めていただくようお願いいたします。

なお、不適切な運営事例及び基準の遵守については、貸与及び販売事業所向けにも通知し、周知を図っていることを申し添えます。

記

1. 不適切な運営事例

○貸与及び販売事業所が、居宅サービス計画を入手していない

→居宅サービス計画への位置づけを確認するためには居宅サービス計画等を入手する必要がある

○居宅サービス計画等に当該福祉用具が必要な理由等が記載されていない

→必要な理由の記載とともに、介護支援専門員等により、随時その必要性が検討された上で、継続の場合にも、その理由が居宅サービス計画に記載され、位置づけられている必要がある

2. 基準

居宅支援基準＝指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第38号）

第13条第11号、第21号及び第22号

※上記については、厚生労働省ホームページにて閲覧できます。

問い合わせ先

船橋市福祉サービス部介護保険課 指定係

TEL 047-436-2782